

報告第 2 号

専決処分の報告について（町営住宅明渡等請求事件）

町営住宅明渡等請求に伴う訴えの提起について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定によりこれを報告する。

令和 6 年 6 月 27 日提出

岬町長 田 代 堯

専 決 処 分 書

町営住宅明渡等請求に伴う訴えの提起について、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

1 被告となるべき者の住所及び氏名

住所 [REDACTED]
氏名 [REDACTED]

2 請求の趣旨

町は、次に掲げる判決及び仮執行宣言を求める。

- (1) 被告は、原告岬町に対し、物件目録（町営[REDACTED]）の建物を明け渡せ。
- (2) 被告は、原告岬町に対し、
 - ・令和5年4月1日から令和6年3月31日まで1か月当たり金29,800円の割合による金員を支払え。
 - ・令和6年4月1日から物件目録の建物の明渡しに至るまで1か月当たり金30,000円の割合による金員を支払え。
- (3) 訴訟費用は被告の負担とする。

3 訴訟遂行の方針

- (1) 第1審判決の結果、必要があるときは、上訴することができる。
- (2) 訴訟において必要があるときは、請求の趣旨を変更し、若しくは追加し、又は和解し、若しくは訴えを取り下げることができる。

（理 由）

本件は、町長の専決処分事項の指定（平成18年3月23日議決）に定める町長において専決処分することができる事項（町営住宅の滞納家賃の納入及び住宅の明渡請求に係る訴えの提起、和解及び調停に関すること。）に該当するので、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分する。

令和6年5月30日専決

岬町長 田 代 堯

町営住宅明渡等請求に伴う訴えの提起について

1 訴えを提起する理由

町営[]において、単身入居者が死亡したことにより、別棟に住む相続人である被告に対し、期限までに家財道具を片付け、明け渡すよう求めたが、期限到来後も明渡しに応じず、不法に占拠を続けていることから、訴えを提起するもの。

2 訴訟相手方の概要等

(1) 住所・氏名

専決処分書に記載のとおり

(2) 明渡期限

令和5年3月31日

3 訴えの要旨及び根拠

(1) 町営住宅の明渡し

岬町営住宅条例第39条第1項第1号の規定による「入居者が不正の行為によって入居したとき」に該当するため、明渡しを求めるもの。

(2) 金員の請求

岬町営住宅条例第39条第3項及び同条例施行規則第25条の規定により、明渡期限の翌日から明渡しが完了するまで、近傍同種の住宅の家賃（民間賃貸住宅と同程度となるように国が定める方式によって計算した額）の2倍に相当する額を請求するもの。

期間	金員
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで	357,600円
令和6年4月1日から明渡しが完了するまで	30,000円 (1か月当たり)

4 事件の経緯

令和4年 8月	町営[]に単身で入居する訴訟相手方の母親が死亡したことにより、明渡しを求める必要が生じる。
令和4年10月	訴訟相手方から、「母親と同居状態であったので、同居を認め、明渡対象住宅に引き続き入居させてほしい。」との申出あり。 訴訟相手方は、町営[]の別棟に入居していることから、本町は、「同居を認めることはできず、引き続き入居を認めることはできないため、明渡しを求めます。ただし、遺品整理等の期間として相当期間が必要と認め、3月末までは明渡しを待つこととします。」として回答。
令和5年 2月	訴訟相手方に対し、3月末までに自主的に退去するよう指導するも、応じないため、令和5年3月31日を期限として、明渡しを予告する文書を送付。
令和5年 3月	訴訟相手方に対し、令和5年3月31日を期限として、明渡しを請求する旨の文書を送付。
令和5年 4月～	再三にわたり自主的に退去するよう指導。
令和6年 4月	令和6年4月15日までに明渡しに向けた具体的な手続等を行わない場合は、訴えの提起を行う旨の文書を送付した上で、後日、改めて、訪問し、自主的に退去するよう指導するも、訴訟相手方は応じず。
令和6年 5月30日	町営住宅明渡等請求に伴う訴えの提起について専決処分。
令和6年 6月 4日	大阪地方裁判所岸和田支部へ訴状を郵送。
令和6年 6月 6日	大阪地方裁判所岸和田支部にて訴状受理。